

七ヶ浜町空家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等の有効活用並びに移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空家バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 七ヶ浜町内において個人の居住を目的として建築され、現に居住その他の使用がなされていないことが常態である建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸や分譲を目的として建築されたものを除く。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により、当該空家等の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、業として土地建物の売買、仲介、あっせん等を行う者を除く。
- (3) 利用希望者 次号に規定する空家バンクを利用して空家等の購入又は賃借を希望する者をいう。ただし、業として土地建物の売買、仲介、あっせん等を行う者を除く。
- (4) 空家バンク 所有者等及び利用希望者の申込みにより登録された情報を双方に紹介するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

(登録申込等)

第4条 空家バンクに空家等に係る情報の登録を希望する所有者等は、七ヶ浜町空家バンク登録申込書(様式第1号)及び七ヶ浜町空家バンク登録カード(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、申込内容を確認の上、適当と認めるものを空家バンクに登録するとともに、七ヶ浜町空家バンク登録完了通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

- 3 次に掲げる者は、第1項に規定する登録の申込みをすることができない。
- (1) 七ヶ浜町暴力団排除条例（平成24年七ヶ浜町条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等
 - (2) その他町長が適当でないと認める者
(登録情報の変更等)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた所有者等は、登録に係る情報に変更があったとき又は登録に係る情報を抹消しようとするときは、七ヶ浜町空家バンク登録（変更・抹消）届（様式第4号）により、遅滞なく町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定により所有者等から空家バンク情報登録（変更・抹消）届が提出されたときは、登録に係る情報を変更又は抹消するものとし、抹消に係るものについては七ヶ浜町空家バンク登録抹消通知書（様式第5号）により当該所有者等に通知するものとする。

- 3 第1項の規定による場合のほか、町長は、次のいずれかに該当するときは、登録に係る情報を抹消することができる。
- (1) 申込みの内容に虚偽があったとき。
 - (2) 空家等の所有権その他の権利に異動があったとき。
 - (3) 登録の日から2年を経過したとき。
 - (4) その他町長が登録を継続させることが適当でないと認めたとき。
(利用希望者の登録申込等)

第6条 空家バンクに利用希望者として登録を希望する者は、七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録申込書（様式第6号）及び誓約書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みについて、その内容を審査確認の上、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、空家バンクに登録し、七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録完了通知書（様式第8号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

- (1) 空家等を住居として利用し、七ヶ浜町に住所を定め、地域住民と協調して生活しようとする者

(2) 空家等に一定期間又は定期的に滞在し、地域住民と協調して生活しようとする者

(3) その他町長が適当と認めた者

3 前項の審査確認の結果、第4条第3項第1号又は第2号に該当する者であった場合は、利用希望者として登録することができない。

(利用希望者の登録事項の変更等)

第7条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者は、当該登録事項に変更があったとき又は登録を抹消しようとするときは、七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録(変更・抹消)届(様式第9号)により、遅滞なく町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定により利用希望者から空家バンク利用希望者登録(変更・抹消)届が提出されたときは、登録に係る情報を変更又は抹消するものとし、抹消に係るものについては七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録抹消通知書(様式第10号)により当該利用希望者に通知するものとする。

3 前項の規定による場合のほか、町長は、次のいずれかに該当するときは、利用希望者の登録を抹消することができる。

(1) 第6条第1項に規定する誓約書による誓約に偽りがあったとき。

(2) その他町長が登録を継続させることが適当でないとしたとき。

(空家等の情報提供等)

第8条 町長は、七ヶ浜町ホームページへの掲載及び空家バンク担当課での登録台帳の閲覧により、空家等に係る情報を公開するものとする。

2 空家バンクに情報が登録された空家等について購入又は賃借の交渉を行おうとする利用希望者は、空家等利用交渉申込書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、当該申込みに係る空家等の所有者等にその旨を連絡するものとする。

4 前項の規定による連絡を受けた所有者等は、利用希望者との売買又は賃貸の交渉を開始することとなった場合は、その経過及び結果について町長に報告するものとする。

5 町長は、所有者等及び利用希望者との間で行われる交渉及び契約については、関与しない。

6 所有者等及び利用希望者が行う交渉及び契約に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 所有者等及び利用希望者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 空家バンクから知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために収集し、及び利用しないこと。

(2) 個人情報を漏えいし、毀損し又は滅失することのないよう適正に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

七ヶ浜町空家バンク登録申込書

年 月 日

七ヶ浜町長 殿

申込者

住所

氏名

印

電話番号

七ヶ浜町空家バンク設置要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空家バンクへの登録を申し込みます。

- 1 交渉及び売買に関わる全てのことについて、所有者等と利用希望者の両者間で責任をもって行います。
- 2 登録内容のうち、個人情報を除いた物件概要、所在地域、外観写真を七ヶ浜町ホームページ等へ掲載することに同意します。
- 3 空家等の物件情報の確認及び登録をするため、現地調査や登記簿調査、町税の納税状況調査、家屋台帳、固定資産税課税台帳等の閲覧を七ヶ浜町が行うことに同意します。
- 4 添付書類
(1) 七ヶ浜町空家バンク登録カード（様式第2号）
(2) 納税証明書

(注)

- 1 七ヶ浜町は、空家等の物件情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用希望者間で行う物件の賃貸・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は一切行っていません。当事者間の交渉・契約に関するトラブル等については、責任を持って当事者間で解決をお願いします。
- 2 七ヶ浜町個人情報保護条例（平成28年七ヶ浜町条例第20号）の規定に基づき、所有者等の個人情報は、利用希望者への提供の他は本事業の目的以外に利用いたしません。

空家バンク登録カード

登録番号			
申込者	住所		
	氏名		
	電話	自宅()	携帯()
	Eメール		
物件の所在地		七ヶ浜町	
建物の状況	権利関係	<input type="checkbox"/> 所有者本人 <input type="checkbox"/> その他()	
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> その他()	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> その他()	
	延床面積	m ² (坪)	
	間取り	<input type="checkbox"/> 和室(室) <input type="checkbox"/> 洋室(室) <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他()	
	建築時期	明治・大正・昭和・平成 年(頃) 築 年経過	
	増築・改築	時期と内容()	
	補修の要否	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> その他()	
	補修の費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他()	
	家財等自己所有物	<input type="checkbox"/> 有り(賃貸した場合の対処) <input type="checkbox"/> 無し	
空家になった時期	昭和・平成 年頃		
土地の状況	権利関係	<input type="checkbox"/> 所有者本人 <input type="checkbox"/> その他()	
	面積	m ² (坪)	
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有り(台分) <input type="checkbox"/> 無し	
設備関係	水道	<input type="checkbox"/> 上水道(<input type="checkbox"/> 即使用可 <input type="checkbox"/> 休止中) <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他()	
	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 汲み取り <input type="checkbox"/> その他()	
	電気	<input type="checkbox"/> 即使用可 <input type="checkbox"/> 休止中 <input type="checkbox"/> その他()	
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他()	
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り / <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 洋	
	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他()	
その他			
賃貸・売買の別	<input type="checkbox"/> 賃貸のみ 希望賃料 円/月 敷金等 円 <input type="checkbox"/> 売却のみ (<input type="checkbox"/> 土地と建物 <input type="checkbox"/> 建物のみ) 希望価格 円 ※どちらも可能な場合は両方ともチェックをしてください。		
その他必要事項			
受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日
登録抹消日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録取消 <input type="checkbox"/> その他()	

※裏面に空家の間取り図を書いてください。

間取り図

様式第3号（第4条関係）

七ヶ浜町空家バンク登録完了通知書

年 月 日

殿

七ヶ浜町長

年 月 日付けで申込みのありました空家バンクへの登録について、七ヶ浜町空家バンク設置要綱第4条第2項の規定により、空家バンクに登録されたことを通知します。

登録番号 第 号

登録日 年 月 日

有効期限 登録日から2年間

※登録内容に変更が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

様式第4号（第5条関係）

七ヶ浜町空家バンク登録（変更・抹消）届

年 月 日

七ヶ浜町長

殿

届出者

住所

氏名

印

電話番号

七ヶ浜町空家バンク設置要綱第5条第1項の規定により、登録に係る情報の（変更・抹消）を届け出ます。

登録番号 第 号

登録事項の変更内容（抹消の理由）

※登録情報の変更の場合は、様式第2号へ登録番号及び変更内容を記載し、提出してください。

様式第5号（第5条関係）

七ヶ浜町空家バンク登録抹消通知書

年 月 日

殿

七ヶ浜町長

年 月 日付けで届出のありました登録に係る情報の抹消について、七ヶ浜町空家バンク設置要綱第5条第2項の規定により、空家バンクから抹消したことを通知します。

登録番号 第 号

抹消年月日 年 月 日

様式第6号（第6条関係）

七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録申込書

年 月 日

七ヶ浜町長

殿

申込者氏名

印

七ヶ浜町空家バンク設置要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申込みます。

利用希望者	氏名		年齢	
	住所			
	電話番号		携帯番号	
	E-mail		職業	
	申込理由			
	その他			

(注)・運転免許証等の身分証の写しを添付してください。

- ・七ヶ浜町個人情報保護条例（平成28年七ヶ浜町条例第20号）の規定に基づき、申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第7号（第6条関係）

誓 約 書

七ヶ浜町長

殿

私は、七ヶ浜町空家バンクの利用希望者の登録に当たり、七ヶ浜町空家バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解したうえで、必要書類を添えて次の事項を誓約して申込みます。

- 1 七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録申込書の記載事項に偽りはありません。
- 2 私は、自己の住居としての空家等の購入又は賃借を目的として空家バンクを利用するものであり、他者への売買の仲介又はあっせん等を目的として空家バンクを利用するものではありません。
- 3 空家バンク登録によって得られた情報は、空家等の購入又は賃借のために利用し、決して他の目的に使うことはありません。
- 4 七ヶ浜町空家バンク設置要綱第6条第3項に規定する者ではありません。
- 5 所有者等との交渉や契約に関しては、当事者間で行い、交渉時や契約後のトラブル等についても当事者間で解決します。
- 6 空家等を購入又は賃借することになったときは、七ヶ浜町の生活文化、自然環境への理解を深め、地域の一員としての自覚を持ち、地域との協調と連帯に努めます。

添付書類

身分を証明するもの（運転免許証の写しなど）

市町村税完納証明書(過去市町村税に滞納がないことの証明)

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第8号（第6条関係）

七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録完了通知書

年 月 日

殿

七ヶ浜町長

年 月 日付けで申込みのありました七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録申込みについて、七ヶ浜町空家バンク設置要綱設置要綱第6条第2項の規定により、空家バンクに登録されたことを通知します。

登録番号 第 号

登録日 年 月 日

※登録内容に変更が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

様式第9号（第7条関係）

七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録（変更・抹消）届

年 月 日

七ヶ浜町長

殿

届出者

住所

氏名

印

電話番号

七ヶ浜町空家バンク設置要綱第7条第1項の規定により、空家等利用希望者登録の（変更・抹消）を届け出ます。

記

登録番号 第 号

登録事項の変更内容（抹消の理由）

様式第10号（第7条関係）

七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録抹消通知書

年 月 日

殿

七ヶ浜町長

年 月 日付けで届出のありました七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録の抹消について、七ヶ浜町空家バンク設置要綱第7条第2項の規定により、空家バンクから抹消したことを通知します。

登録番号 第 号

抹消年月日 年 月 日

様式第11号（第8条関係）

空家等利用交渉申込書

年 月 日

七ヶ浜町長

殿

申込者

住所

氏名

印

電話番号

七ヶ浜町空家バンク設置要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり申込みます。

交渉を希望する物件の登録番号	
物件の申込み区分	・購入 ・賃借 (どちらでもよい場合は両方に○)
所有者等と交渉を行う際の連絡先 (物件所有者にお知らせする連絡先)	・申込者本人 電話番号 ・その他 氏名 電話番号
その他特記事項	

町処理欄（記入不要です）

所有者等への連絡	
申込者への連絡	
交渉の経過又は結果	